

平成29年9月15日

桑折町議会

議長 片平秀雄 様

議会運営委員会

委員長 齋藤松夫

委員会調査報告書

本委員会に諮問された調査事件について、下記のとおり調査の上答申したので会議規則第77条の規定により報告します。

記

1 調査事件

桑折町議会基本条例第6条の規定の実践的運用について

2 調査の経過

□平成29年 8月 1日

諮問事項について第1回目の協議を行い、実践的運用方法の方向性について確認した。

□平成29年 8月28日

答申書の作成について、協議・決定した。

4 調査の結果

(別紙) のとおり答申を行った。

平成29年8月28日

桑折町議会

議長 片平秀雄 様

議会運営委員会

委員長 齋藤松夫

桑折町議会基本条例第6条の運用について（答申）

平成29年6月12日付けで当委員会に意見を求められた桑折町議会基本条例第6条の規定の実践的運用について、下記のとおり答申する。

記

- 1 基本条例第6条の「町長は」を、「議会は」に改め、これを前提に条文全体の見直しを行う。

理由

- (1) 基本条例前文及び、同第1条の目的に照らせば、本条例制定の目的が、議会及び、議員の活動の活性化にあることは明らかであるため、第6条の主語は「議会は」とすべきである。
- (2) 同第6条の主語が、「町長は」としていることにより、町長は、町長提案の「計画、政策、施策、事業等（以下政策等という）」のすべてについて、（1）政策等の発生源から、（6）将来にわたる政策等の維持管理を含めた財政計画 に至るまで説明するよう努めなければならない。

第6条はこれを努力規定としているものの、説明の対象があまりにも広範囲となるため、実際上は死文化する恐れがあり、またこの条文の実践的運用方針を明らかにすることも困難である。

こうした問題点を解決し、且つ実践的運用方針を明確にするためには、まず、第6条の主語を改め、それを前提に、条文全体の見直しが必要であるとの結論に達した。

- 2 この見直しにより議会がどの段階で、同条各号に基づく政策形成過程等の説明の必要性 について意思決定をするかが重要となる。本委員会としては、定例会、臨時会、議会運営委員会、全員協議会、及び事件の付託を受けた委員会において意思決定を行うべきと考える。

なお、本委員会としての改正案は別紙の通りである。

別紙

(政策形成過程等の説明及び審議)

第6条 議会は、町長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下政策等という）の審議に際し、議会が必要と認めた政策等については、次の各号に掲げる事項に基づく政策形成過程等についての説明を受け、同各号に掲げる事項を論点として審議する。

- (1) 政策等の発生源
- (2) 検討した他の政策等案の内容及び比較
- (3) 総合計画における根拠及び位置づけ
- (4) 関係する法令及び条例等
- (5) 政策等の実施に関わる財源措置
- (6) 将来にわたる政策等の維持管理を含めた財政計画

2 議会は、前項の政策等の審議にあたっては、政策等の適否を判断する観点から立案、執行における論点、争点とともに、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。

3 第1項各号に基づく政策形成過程等の説明の必要性については、定例会、臨時会、議会運営委員会、全員協議会及び事件の付託を受けた委員会において意思決定を行うものとする。